

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における役員等候補者育成に関する
基本方針

(令和4年7月21日学長裁定)

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）は、本基本方針を定め、以下の職務を担うなどの経験を積ませることにより、本学の経営を担う役員等の候補者を育成する。

- (1) 学長は、命じた分野の校務をつかさどらせ、学長の意思決定を補佐させるにふさわしい者を副学長に指名し、その分野における企画・立案及び実施の中心的な役割を担わせる。
- (2) 学長は、命じた事項について、学長、理事及び副学長（以下「学長等」という。）の職務遂行を補佐させるにふさわしい者を、必要に応じて学長補佐に指名し、学長等の支援をさせるとともに、その事項の担当部署への助言を行わせる。
- (3) 学長は、教育研究上の組織について、各組織が所掌する校務を適切かつ効果的に運営することができる者を当該各組織の長に指名し、本学の使命やビジョンに沿った組織運営を担わせる。
- (4) 学長は、上記以外に、学長の補佐体制・政策立案機能を強化するのにふさわしい者を指名し、大学総合戦略室に所属させて、全学的な将来構想・戦略に関する業務の一端を担わせる。
- (5) 学長は、上記（１）から（３）の者について、それぞれの職務に応じ、役員会、経営協議会、教育研究評議会などの重要な会議への出席、学長との意見交換などにより、法人の運営に参画させる。
- (6) 学長は、上記（１）から（４）の者について、多様な啓発の機会に積極的に参加させる。